

中小企業経営強化税制

制度概要と申請手続き

2024年7月版

目次

第1章

中小企業経営強化税制の概要

01/ 中小企業経営強化税制とは P4

第2章

対象となる制度の説明と適用手続き

02/ オートデスク製品が対象となる制度とは？ P9

03/ 適用の手続きについて P11

04/ 設備の取得(ソフトウェア購入)時期について P12

第3章

証明書の申請から発行まで

05/ 証明書の申請から発行までの流れ P15

06/ 申請書の記載方法 P16

第4章

申請に関する資料・FAQ

07/ 登録オートデスク製品一覧 P19

08/ よくあるご質問 P20

09/ リンク集 P21



第1章

中小企業経営強化税制の概要

01 / 中小企業経営強化税制とは？

中小企業者等が、指定期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づいて一定の設備を新規取得し、指定された事業に利用した場合、即時償却または取得価額の10%*の税額控除のいずれかの優遇が受けられます。

▼ 中小企業経営強化税制の概要



* 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

1 対象となる企業は？

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限りです。ただし、次の法人は、資本金又は出資金の額が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。

- ・ 同一の大規模法人*から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人*から3分の2以上の出資を受ける法人
- ・ 前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

* 大規模法人とは、資本金又は出資金の額が1億円超の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

2 申請の期限は？

平成29年4月1日～令和7年3月31日までの期間に取得して使用された設備が対象です。

※ 内容は更新される可能性がありますので、中小企業庁のホームページ（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>）に掲載の最新の情報も併せてご確認ください。

3 対象となる設備は？

設備の種類 (1台・1基または 一の取得価額)	機械装置 ^{*1*5} (160万円以上) 	ソフトウェア ^{*4} (70万円以上) 	器具備品 ^{*2} ・工具 (30万円以上) 	建物附属設備 ^{*3*5} (60万円以上) 
要件	オートデスク 製品が対象 生産性向上設備 (A 類型) 『一定期間内に販売されたモデル』および『旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備』 - 工業会などの認定が必要 収益力強化設備 (B 類型) - 年平均の投資利益率が5%以上となること が見込まれる設備 - 経済産業局の確認が必要 デジタル化設備 (C 類型) - 事業プロセスの『遠隔操作』『可視化』『自動制御化』のいずれかを可能にする設備 - 経済産業局の確認が必要			
	※2023年6月時点では、上記に加え「経営資源集約化設備(D類型)」が追加となりました。			

^{*1} 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。

^{*2} 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

^{*3} 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。

^{*4} 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

^{*5} 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」を確認してください。

4 指定事業の業種は？

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、
採石業、砂利採取業、卸売業、小売業、一般旅客自動車運送業、
道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、
料理店業その他の飲食店業（一定の類型を除き*、料亭、バー、キャバレー、
ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます）、

海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、
旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、
情報通信業、駐車場業、学術研究、
専門・技術サービス業、不動産業、物品賃貸業、
広告業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、

その他の生活関連サービス業、医療、福祉業、
社会保険・社会福祉・介護事業、教育、学習支援業、
映画業、協同組合（他に分類されないもの）、
サービス業（他に分類されないもの）

※ 電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

* 風俗営業に該当するものは、①料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で生活衛生同業組合の組合員が営むもの、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているもの、以外は指定事業から除かれます。

5 優遇措置の内容は？

対象の規模	内容〔①もしくは②を選択適用〕	
資本金 3,000 万円 超 1 億円以下	① 即時償却	② 取得価額 7% の税額控除
資本金 3,000 万円 以下	① 即時償却	② 取得価額 10% の税額控除

第2章

対象となる制度の説明と適用手続き

02 / オートデスク製品が対象となる制度とは？

オートデスク製品が対象となるのは「生産性向上設備（A 類型）」にあたります。

生産性向上設備とは、下記の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすものを指します。

▼ 生産性向上設備の要件

1 一定期間内に販売されたモデル
(最新モデルである必要はありません)

2 経営力の向上に資するものの指標
(生産効率、エネルギー効率、精度など)が
旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備*

* ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.11を参照ください

▼ 対象設備

設備の種類	用途または細目	最低価格 (1台1基または一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160 万円以上	10 年以内
工具	測定工具および検査工具	30 万円以上	5 年以内
器具備品	全て	30 万円以上	6 年以内
建物附属設備	全て	60 万円以上	14 年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る 情報収集機能および分析・ 指示機能を有するもの	70 万円以上	5 年以内

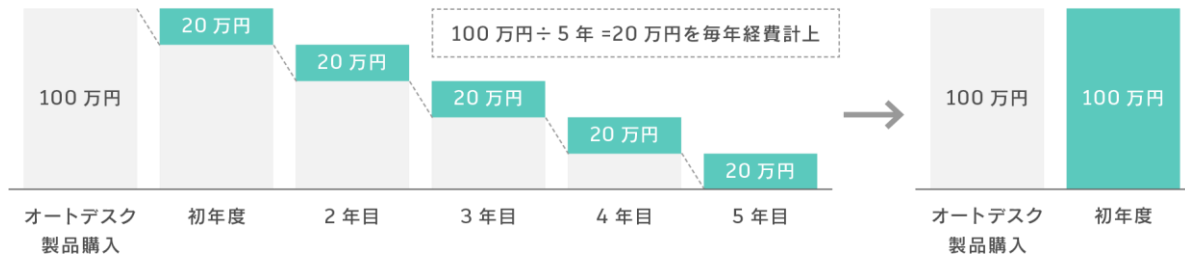
▼ 優遇措置の具体例

優遇措置は以下の2種類から選ぶことができます。オートデスク製品を購入する場合を例に、優遇内容をご紹介します。

即時償却の場合

設備投資額を減価償却（ソフトウェアは通常5年）することなく、税務上、一括して経費計上することができる。

例）100万円のオートデスク製品を購入する場合



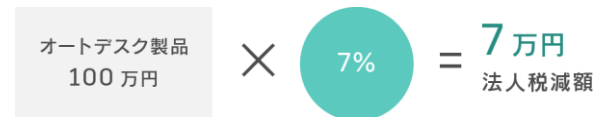
税額控除*の場合

法人税額を設備投資額の7%あるいは10%少なくすることができる。

例）資本金3,000万円の企業で、
100万円のオートデスク製品を購入する場合



例）資本金5,000万円の企業で、
100万円のオートデスク製品を購入する場合

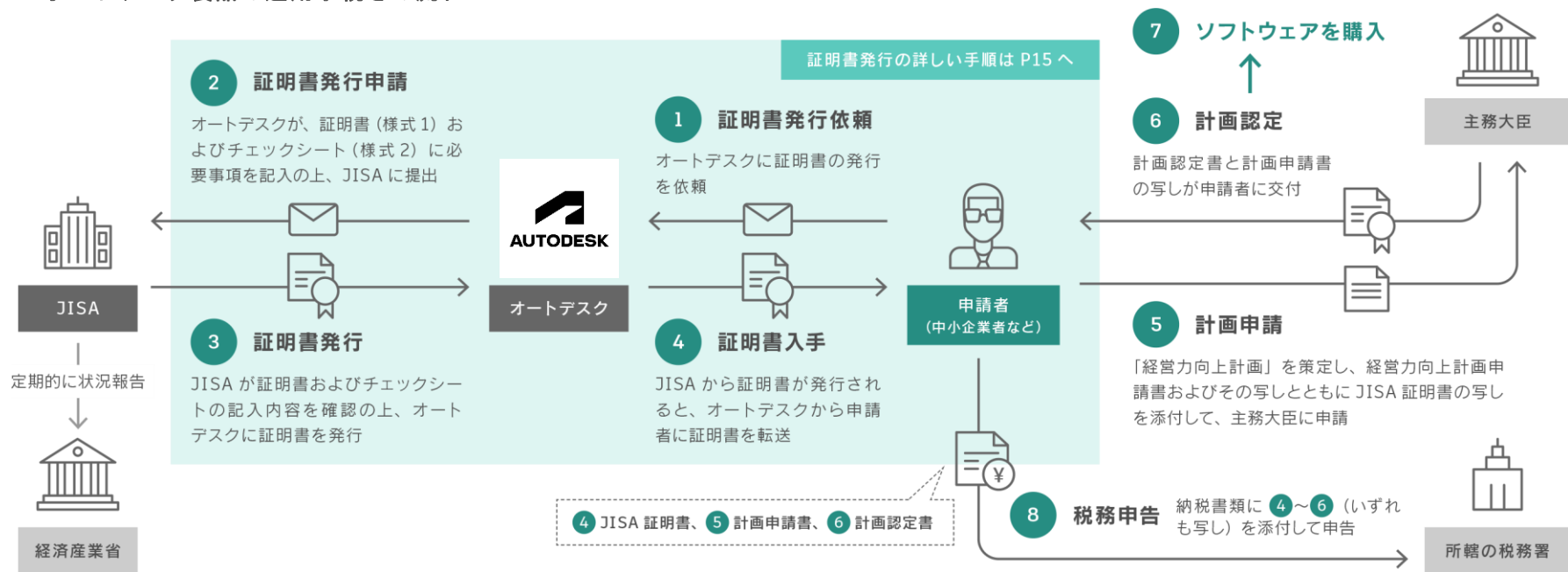


* 資本金3,000万円以下の法人は10%、資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

03 / 適用の手続きについて

制度を適用するには、いくつかの手順が必要となります。ここでは、全体の流れとして証明書の発行から税務申告までの流れをご説明します。

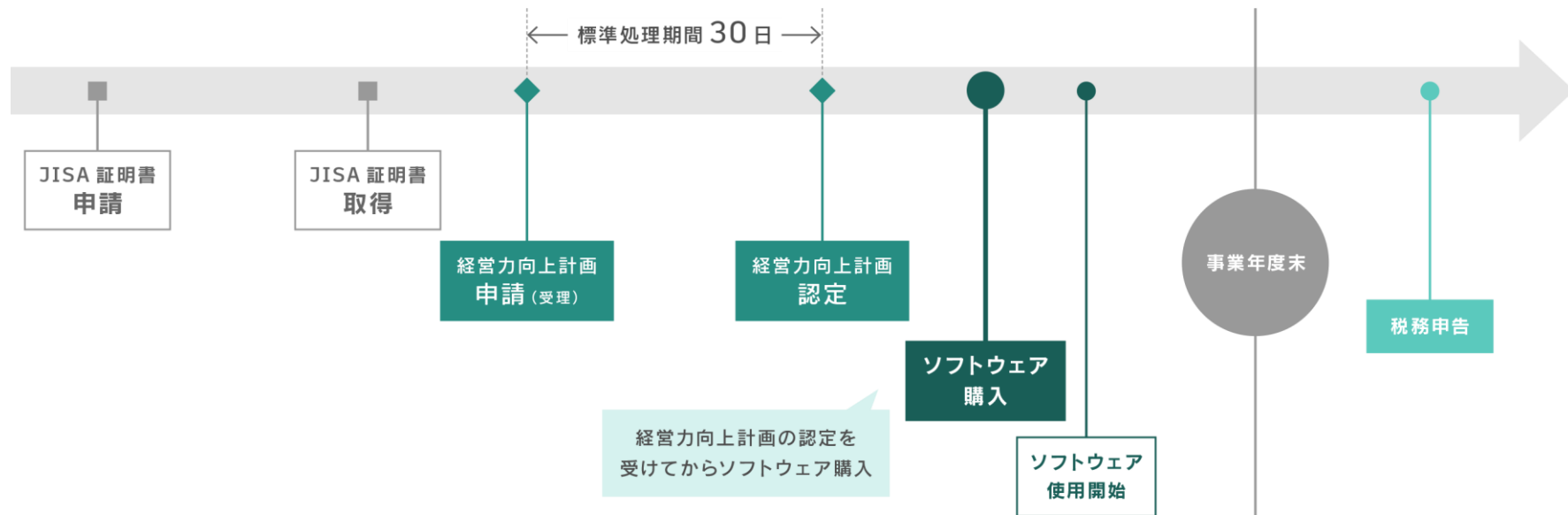
▼オートデスク製品の適用手続きの流れ



04 / 設備の取得（ソフトウェア購入）時期について

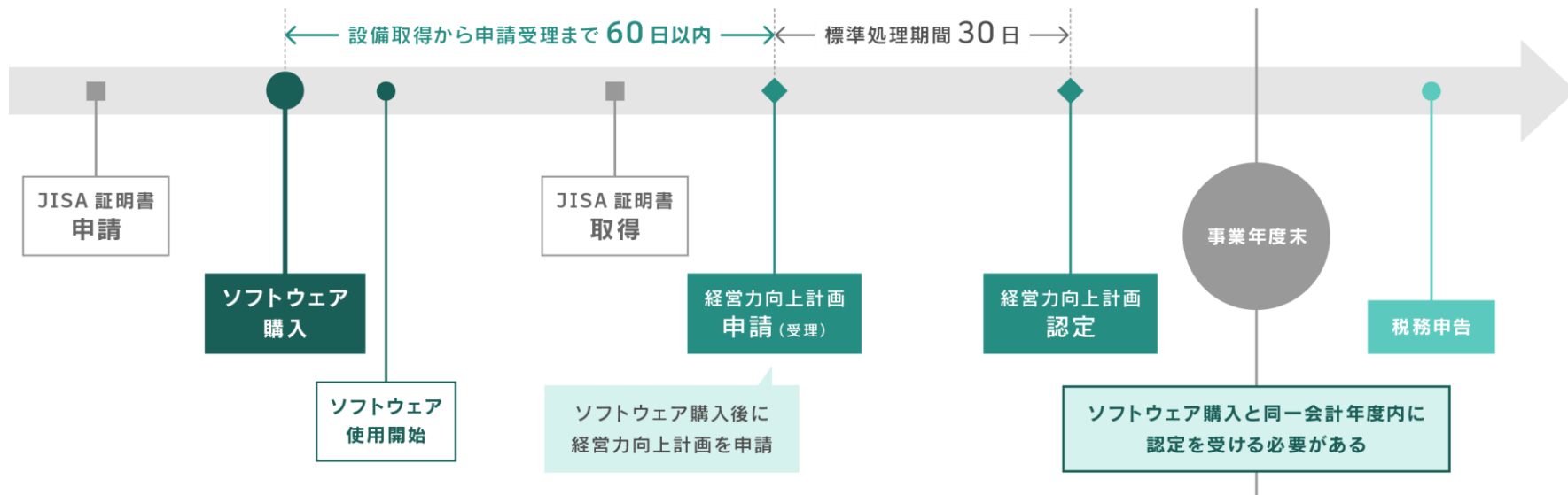
生産性向上設備は、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備の取得（ソフトウェア購入）から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、次ページ【例外】の流れをご確認ください。

▼タイムライン【原則】



ソフトウェア購入後に経営力向上計画を申請する場合には、ソフトウェア購入日から **60 日以内に経営力向上計画が受理される**必要があります（計画変更により設備を追加する場合も同様です）。上記の場合において税制の適用を受けるためには、遅くともソフトウェアを購入し、使用開始した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。

▼ タイムライン [例外]



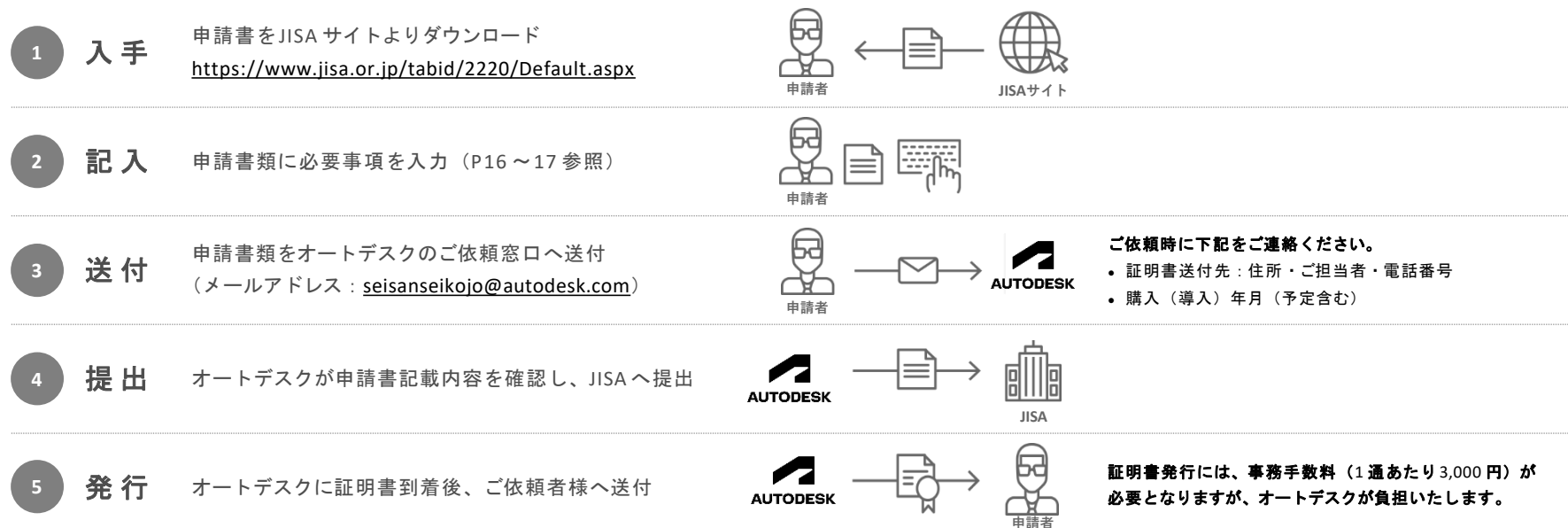
第3章

証明書の申請から発行まで

05 / 証明書の申請から発行までの流れ

申請の方法から証明書のお受け取りまでの流れをご紹介します。

▼ ご依頼から証明書発行までの流れ



06 申請書の記載方法

JISA 様式 1A

登録オートデスク製品一覧 (P19) をご確認のうえ、エンドユーザー様または申請を代行する認定販売代理店様をご記入ください。

(JISA 様式 1A) ㊦

一般社団法人情報サービス産業協会指定用紙㊦	
発 行 部 門	㊦
① ソフトウェア以外の場合	☐
② ソフトウェアである場合	☒

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等㊦に依る生産性向上要件品明書㊦

減価償却資産の種類	ソフトウェア㊦
設備の種類又は細目	その他㊦
設備の名称	
設備型式	
本社名・事業所名	※この赤字を消してソフトウェア設置先のユーザー企業名をご記入ください㊦

㊦上記設備を前提とした場合における該当要件への回答

該 当 要 件	①販売開始年度(西暦) ②取得(付)日をとも年度 ③①・② 年	年度(注2) 年度(注2) 年	1. 該当 2. 非該当
一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか			
「生産性向上」(旧モデル共生産性年平均1%以上向上)に該当するか			
(注1)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い(新製品の場合)には、記載不要。㊦			

該当要件への回答

(注1)一定期間は、機械設備: 1.0年、工具: 5年、器具・備品: 6年、建物附属設備: 1.4年、ソフトウェア: 5年とする。㊦
(注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。㊦

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。㊦

西暦 年 月 日
〒101-0047 東京都千代田区千代田 5-4-4
8-GATE 大手町北6階
一般社団法人情報サービス産業協会
会長 原 孝 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。㊦

西暦 年 月 日
製造事業者等の名称
製造事業者等の所在地
代表者氏名
印
担当者氏名
所 属
担当者連絡先(電話番号):

【経営力向上計画に依る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」又は「先端設備等導入計画に依る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合】

変更前(郵便局名・市町村名)	変更後(郵便局名・市町村名)

(注1)経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。㊦
(注2)証明書に関する注意事項

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化法別添付「地方税減額特例第13条(4)項、第41条(第2項)に規定される認定販売代理店の特典取得の特典取得の要件のうち、生産性向上に依る要件(「一定期間内に販売」「生産性向上」)の要件」を満たしていることを証明するものであり、設備取得の日であることと記載するものではない。また、この販売履歴の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法の計画作成認定を受けること、当該設備の備付けと取扱いが当該計画に基づくこと、適宜期間中に取捨すること等の要件を満たす必要があります。㊦
また、付添設備の情報は、前記設備でなくても構いません。また、設備の種類によっては制度の対象となる場合や「一定期間内に販売」の要件(注2)が異なる場合がありますので、ご注意ください。㊦

減価償却資産の種類	ソフトウェア㊦
設備の種類又は細目	その他㊦
① 設備の名称	
② 設備型式	
③ 本社名・事業所名	※この赤字を消してソフトウェア設置先のユーザー企業名をご記入ください㊦

- ① 設備名: ソフトウェア製品名
- ② 設備型式: 型番 (バージョン)
- ③ 本社・事業所名: 会社名 * 適宜、本社・営業所名などをご記載ください。

オートデスクで記載をします

JISA 証明書申請書ダウンロードサイト <https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx>

* 申請書は予告なく更新されるため、申請の際はダウンロードサイトから最新の申請書をダウンロードしてください

JISA 様式 2

中⼩企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち生産性向上設備(ソフトウェア)^{a)}
チェックリスト^{b)}

会⽢区分: ☐ 正会員 ☐ 賛助会員 ☐ 非会員の		事前登録番号: ^{c)}	
製造業者名: ^{d)}		製造業者記入欄^{e)}	
該 当 要 件	分析・指示機能の稼働状況等に係る情報収集機能及び、その確認をすすめるものか ^{f)}	以下に掲げる情報のいずれか１つ以上を収集する機能が実装されている。 ^{g)}	証明者 ^{h)} チェック欄 ⁱ⁾
		① 生産情報 ^{j)} ② 販売情報 ^{k)} ③ 在庫情報 ^{k)} ④ 顧客情報 ^{k)}	証明者 ^{h)} チェック欄 ⁱ⁾
		収集する情報の番号を以下に記載: { } ^{j)}	
		① 該当 ② 非該当 ^{o)}	
		収集した情報に基づく分析・指示機能(※)を有している ^{p)}	
		① 該当 ② 非該当 ^{o)}	
	販元開始要件の確認 ^{r)}	当該設備は、取得をする年度から起算して、５年以内に販売が開始されたものであること。	
		① 該当 ② 非該当 ^{o)} 販元開始年度：２０●●●●月 取得をする年度：２０●●●●月	
当該条件への回答 ^{s)}		① 該当 ② 非該当 ^{o)}	

(※) 収集した情報に基づく分析・指示機能とは、以下のいずれかの機能をいう。^{t)}

- ①製造設備、倉庫設備等の制御システムに対する指示機能^{v)}

例) MES（製造実行システム）^{w)}
SCE（サプライチェーン実行システム）^{x)}
LCS（物流実行システム）^{y)}

- ②適切な在庫調達や設備の保守管理などを実現するため、作業者に對して最適な行動を促す機能^{z)}

例) 生産情報、在庫情報等を踏まえ、自動発注に必要な発注を実施する機能^{aa)}

過去の販売情報から適正在庫水準を分析し、在庫状況に合わせてアラートを発出する機能^{ab)}

生産情報から不良品の発生状況を分析し、改善すべきポイントを明示する機能^{ac)}

営業先への最終訪問後、過去の購買履歴や販売動向等を分析し、分析結果に基づき次回訪問すべき日と対象品等についてのアラートを手動で発出する機能^{ad)}

オートデスクで記載をします

取得等をする年度：20●●年●●月

取得等をする年月をエンドユーザー様または申請を代行する認定販売代理店様
 ご記入または申請時にご連絡ください

JISA 証明書申請書ダウンロードサイト <https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx>

* 申請書は予告なく更新されるため、申請の際はダウンロードサイトから最新の申請書をダウンロードしてください

第4章

申請に関する資料・FAQ

07 / 登録オートデスク製品一覧

登録ソフトウェア一覧: https://www.jisa.or.jp/it_info/various/tabid/2217/Default.aspx

事前登録番号	ソフトウェア製品名(登録製品名)	型番(バージョン)	販売開始年	事業者名
268-2406-130-244	Architecture Engineering Construction Collection	02HI1-2025	2024	オートデスク株式会社
268-2407-146-244	Product Design & Manufacturing Collection	02JI1-2025	2024	
268-2406-133-243	Media & Entertainment Collection	02KI1-2025	2024	
268-2007-363-205	Fusion 360-with FeatureCAM	A9LM1	2020	
268-2104-566-209	Fusion 360 with PowerMill Standard	A9QM1	2020	
268-2104-567-209	Fusion 360 with PowerMill Ultimate	A9PM1	2020	
268-2104-568-211	Fusion 360 with Netfabb Premium	A96M1	2021	
268-2104-569-211	Fusion 360 with Netfabb Ultimate	A97M1	2021	
268-2307-081-229	Fusion 360 with Moldflow Adviser	57201	2022	
268-2307-082-229	Moldflow Insight	57501	2022	
268-2307-083-236	Autodesk CFD	2024	2023	
268-2407-147-244	Inventor Professional	InventorPro2025	2024	
268-2406-131-243	Maya	Maya2025	2024	
268-2406-132-243	3ds Max	3dsMax2025	2024	
268-2406-128-244	Civil 3D	Civil3D2025	2024	
268-2406-129-244	Revit	Revit2025	2024	

08 / よくあるご質問

Q 証明書申請書はどこに送ればよいですか？

A 様式 1A に必要事項をご記入いただき、製品購入年月（予定含む）とともに [seisanseikojo \(seisanseikojo@autodesk.com\)](mailto:seisanseikojo@autodesk.com) へご連絡ください。本メールは社内・パートナー様・エンドユーザー様からのご連絡に対応しております。様式（証明書発行申請書）については予告なく変更されることがあるため、都度サイトからダウンロードいただくことをお勧めいたします。

Q 証明書発行までどのくらいかかりますか？

A 現状、コロナウィルスの影響もあり社内捺印業務の頻度が少なくなっていることやJISAでの証明書発行業務に4～6週間かかるとの案内があり申請書を受領してから1か月から1か月半以上かかることが予測されます。

Q 事前登録製品以外の製品（AutoCADなど）の証明書を発行できますか？

A 中小企業経営強化税制の対象となるソフトウェアは最低価格70万円以上（1台・1基または1の取得価額）という規定があるため、単価70万円以下の製品につきましては登録ができません。現時点で証明書の発行につきましては事前登録されている製品に限らせていただきます。

Q 証明書はどこに送ってもらえますか？

A エンドユーザー様またはパートナー様のいずれかご指定の住所へ送付いたします。

Q 中小企業経営強化税制について教えてください

A 本税制の詳細につきましては担当省庁にお問い合わせいただくか、担当省庁のサイトをご参照くださいませ。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

09 / リンク集

- ・ 中小企業庁 対象となる制度の説明 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>
- ・ 中小企業庁 中小企業経営強化税制 支援活用手引き https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf

JISA 証明書発行に伴う関連サイト

- ・ 一般社団法人 情報サービス産業協会ホーム <https://www.jisa.or.jp/>
- ・ 書式ダウンロードサイト <https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx>
- ・ 登録ソフトウェア一覧 https://www.jisa.or.jp/it_info/various/tabid/2217/Default.aspx

免責事項

本資料は、一般に公表されている中小企業経営強化税制をお客様の参照用としてオートデスクの観点からまとめたものであり、如何なる場合においても税務上もしくは法令上の助言ではありません。従いまして、本制度をご利用いただく場合は、その内容をよくご確認・ご理解いただいたうえで、あくまでもお客様ご自身の判断でご利用くださいますようお願い申し上げます。

また、本資料の内容については細心の注意を払っておりますが、本資料に関する全ての事項について、新規性、正当性、有用性、特定目的への適合性、機能性、安全性に関し、一切の保証をいたしかねますのでご了承ください。



Make Anything